

悪臭に係る規制基準

対象：指定地域内のすべての工場又は事業場

悪臭を規制する地域における規制基準

悪臭物質の種類	(1) 敷地境界線における規制基準 (単位：ppm)		(2) 排出口における 規制基準	(3) 排出水中における 規制基準
	A 区域	B 区域		
1 アンモニア	1	2		
2 メチルメルカプタン	0.002	0.004		
3 硫化水素	0.02	0.06		
4 硫化メチル	0.01	0.05		
5 二硫化メチル	0.009	0.03		
6 トリメチルアミン	0.005	0.02		
7 アセトアルデヒド	0.05	0.1		
8 プロピオンアルデヒド	0.05	0.1		
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03		
10 イソブチルアルデヒド	0.02	0.07		
11 ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02		
12 イソバレルアルデヒド	0.003	0.006		
13 イソブタノール	0.9	4		
14 酢酸エチル	3	7		
15 メチルイソブチルケトン	1	3		
16 トルエン	10	30		
17 スチレン	0.4	0.8		
18 キシレン	1	2		
19 プロピオン酸	0.03	0.07		
20 ノルマル酪酸	0.001	0.002		
21 ノルマル吉草酸	0.0009	0.002		
22 イソ吉草酸	0.001	0.004		

(2)排出口の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した流量

(3)排出水中の規制基準は、(1)敷地境界線での基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出した濃度

味真野地区の硫化水素に係る規制基準はこれを適用せず、特定悪臭物質の規制(味真野地区)を適用

特定悪臭物質の規制（味真野地区）

規制物質名	規 制 基 準		
	(1) 敷地境界線における規制基準	(2) 排出口における規制基準	(3) 排出水中における規制基準
硫化水素	0.02 ppm	(1)の基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 3 条に定める方法により算出して得た流量	(1)の基準を基礎として悪臭防止法施行規則第 4 条に定める方法により算出して得た流量

福井県公害防止条例に定める特定施設に係る悪臭の規制基準

- a) 対象：県条例に基づく悪臭特定施設を設置している工場等
- b) 届出：設置、変更（受理後 30 日以降着工可）、氏名変更、廃止（30 日以内）
- c) 基準：工場等の敷地境界線において臭気指数 18

注) 悪臭防止法による規制地域以外の地域について適用する